

## 名古屋市職員共済組合運営規則

(昭和 37 年 12 月 1 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

最近改正 令和 4 年 11 月 15 日規則第 3 号

### (目的)

**第 1 条** この運営規則は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 17 条の規定に基づき、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）の業務の執行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (業務執行の基本原則)

**第 2 条** 組合の業務は、法令、名古屋市職員共済組合定款（昭和 37 年名古屋市職員共済組合定款第 1 号。以下「定款」という。）、この運営規則その他の規程の定めるところに従い、厳正、確実かつ能率的に執行されなければならない。

### (所属所等)

**第 3 条** 定款第 4 条第 2 項に規定する所属所は、甲類及び乙類に区分して設置する。

2 前項の所属所の区分及び設置並びに当該所属所の長となるべき者は、別表のとおりとする。

**第 3 条の 2** 継続長期組合員及び任意継続組合員の所属所は次のとおりとする。

一 継続長期組合員 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第 10 条の特定法人を定める規則（平成 14 年名古屋市規則第 8 号）別表第 5 及び別表第 6 に掲げる団体又は公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年名古屋港管理組合規則第 1 号）第 5 条に規定する団体を所管する所属所

二 任意継続組合員 退職の日に属していた所属所

### (権限の委任等)

**第 4 条** 理事長は、その権限に属する事務の一部を定款第 31 条第 1 項に規定する事務局長、その他の職員及び第 3 条第 2 項の所属所の長に委任し、又はこ

れらをして臨時に代理させ、及び代決させることができる。

**(医療機関又は薬局との契約)**

**第5条** 組合は、法第57条第1項第2号の規定により、組合員及び被扶養者の療養について、国、地方公共団体、公共企業体又は他の組合（他の法律に基づく共済組合を含む。）が当該職員又は当該組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約することができる。

2 組合は、法第57条第6項の規定により、療養に要する費用の額について、前項に規定する医療機関又は薬局のほか、保険医療機関又は保険薬局と契約することができる。

3 理事長は、第1項に規定する契約をするときは、契約の目的、診療の範囲、診療の費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払の手續、契約の期間、診療に関する帳簿書類の保存期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

4 理事長は、第2項の契約をするときは、契約の目的、診療の費用の額の計算方法その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

5 理事長は、第1項又は第2項の契約がなされたときは、当該契約のなされた医療機関又は薬局の名称及び所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な事項を適当な方法により組合員に周知させなければならない。

**(一部負担金の減免)**

**第6条** 組合員は、前条第1項に規定する医療機関から療養の給付を受けるときは、当該契約の定めるところにより法第57条第2項に規定する一部負担金に相当する金額の全部又は一部を支払うことを要しない。

**(社会保険診療報酬支払基金との契約)**

**第7条** 組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、法第144条の33第1項各号に掲げる事務を基金に委託するものとする。

2 組合は、基金との契約により、第5条第1項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。）を基金に委託することができる。

- 3 理事長は、前2項の契約をするときは、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

**(国民健康保険中央会との契約)**

**第7条の2** 組合は、公益社団法人国民健康保険中央会との契約により、法第63条第2項の規定により出産費の受給権を有する組合員であった者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務を愛知県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

- 2 前項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をするについて組合員以外の者に委任することができる。

- 3 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をするときは、契約の目的、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

**(休業手当金の給付事由及び期間)**

**第8条** 法第70条第5号に規定する運営規則で定める事由及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子又は父母で被扶養者でない者の病気又は負傷 7日
- 二 組合員の配偶者、子又は父母で被扶養者でない者の不慮の災害 5日
- 三 組合員の学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学の通信教育の面接授業への出席 その出席に要する期間のうち、所属の課の長（これに相当する職にある者を含む。）が承認した期間

**第8条の2 削除**

**第9条 削除**

**(福祉事業)**

**第10条** 定款第39条の規定により組合が行なう福祉事業に関しては、理事長が

組合会の議決を経て定める。

## 第11条 削除

### (派遣職員の報酬等)

**第11条の2** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第7条に規定する給与のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 海外派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

### (公益的法人等等派遣職員の報酬等)

**第11条の3** 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された者（次項において「公益的法人等派遣職員」という。）に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除い

たものとする。

- 2 公益的法人等派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。

**(継続長期組合員の報酬等)**

**第11条の4** 継続長期組合員（法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 継続長期組合員に係る令第40条第3項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

**第11条の5 削除**

**(組合役職員の報酬等)**

**第11条の6** 組合役職員（法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。）に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武

力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 組合役職員に係る令第40条の2第1項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等)

**第11条の7** 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの(同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。)を加えたものとする。

- 2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。

(過払込みの掛金等)

**第12条** 給与支払機関が組合員の掛金等(法第114条第1項に規定する掛金等をいう。以下同じ。)を超過して組合に払い込んだときは、組合は、その超過した部分を掛金等を払い込んだものを通じて組合員に返還する。ただし、

理事長が必要と認めるときは、超過する額をその組合員の次回の掛金等に充てることができる。

- 2 前項の規定は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額を超過して組合に払い込んだ場合について準用する。

**(寄附及び補助の受入れ)**

**第13条** 組合は、寄附又は補助を受けることができる。

- 2 用途を指定した寄附又は補助は、その目的のほかに使用することができない。
- 3 用途を指定しない寄附又は補助は、主として法第 112 条第 1 項に規定する費用に充てるものとする。

**(監査員)**

**第14条** 組合は、その事務所に監査員 2 人を置く。

- 2 監査員は、理事長が組合員のうちから命ずるものとする。

**(監査)**

**第15条** 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）第 171 条に規定する監査は、定期監査及び臨時監査とし、前条に規定する監査員が行うものとする。

- 2 定期監査は、毎事業年度末日現在において行なうものとする。
- 3 臨時監査は、出納主任に異動があつた場合又は理事長が必要と認めた場合に行なうものとする。

**(監査員の権限)**

**第16条** 監査員は、出納役、分任出納役、出納主任及び出納員に対し、現金、預金通帳、帳簿、証拠書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を求めることができる。

**(監査の立会)**

**第17条** 監査員が監査を行なう場合には、前条の出納事務をつかさどる職員のうち理事長に命ぜられた者は、監査に立会わなければならない。

**(監査報告書)**

**第18条** 監査員は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載

した監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 出納職員に対して直接注意した事項
- 六 文書をもつて注意しなければならない事項
- 七 その他参考事項

**(監査中の事故報告)**

**第19条** 監査員は、監査中に重大な事故を発見したときは、直ちに、理事長に報告しなければならない。

**(書類の保存期限)**

**第20条** 次の各号に掲げる書類に係る施行規程第 165 条第 6 号に規定する運営規則で定める期間は、当該各号のとおりとする。

- 一 例規 永久
- 二 組合員原票、船員組合員原票及び任意継続組合員原票 10年
- 三 前 2 号及び施行規程第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる書類以外の書類 3年

**(地方公共団体の報告)**

**第21条** 施行規程第 173 条の規定による地方公共団体の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 短期・長期月例用  
組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び掛金等に関する月例報告書 別紙様式第 1 号
- 二 介護月例用  
組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び掛金に関する月例報告書 別紙様式第 2 号
- 三 短期・長期期末手当等用  
組合員数、被扶養者数、標準期末手当等の額及び掛金等に関する報告



書 別紙様式第 3 号

四 介護期末手当等用

組合員数、被扶養者数、標準期末手当等の額及び掛金に関する報告書  
別紙様式第 4 号

(細則の制定)

**第22条** この運営規則に定めるもののほか、組合の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。

**附 則**

- 1 この運営規則は、公告の日から施行し、昭和37年12月 1 日から適用する。
- 2 第21条の規定による別紙様式第 1 号及び第 2 号の取扱いに関しては、同条の規定にかかわらず、当分の間、理事長の定めるところによる。

**附 則** (昭和 38 年 4 月 10 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (昭和 38 年 8 月 30 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

この規則は、公告の日から施行し、昭和38年 6 月10日から適用する。

**附 則** (昭和 39 年 11 月 5 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 4 号)

この規則は、昭和39年10月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 40 年 7 月 5 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 3 号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (昭和 42 年 8 月 14 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 4 号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (昭和 42 年 12 月 1 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 5 号)

この規則は、昭和42年12月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 43 年 4 月 10 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (昭和 46 年 4 月 1 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 47 年 4 月 1 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

この規則は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和48年9月1日)  
(名古屋市職員共済組合規則第5号)

この規則は、公告の日から施行し、昭和48年8月24日から適用する。

**附 則** (昭和49年8月20日)  
(名古屋市職員共済組合規則第5号)

この規則は、昭和49年8月20日から施行する。

**附 則** (昭和49年9月17日)  
(名古屋市職員共済組合規則第6号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (昭和51年6月30日)  
(名古屋市職員共済組合規則第9号)

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市職員共済組合運営規則別表の職制にある者のこの規則施行の日の前日から昭和51年5月15日までの間になされた行為は、改正後の職制でなされたものとみなす。

**附 則** (昭和53年4月7日)  
(名古屋市職員共済組合規則第6号)

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市職員共済組合運営規則別表の職制にある者の昭和53年4月1日からこの規則施行の日の前日までになされた行為は、改正後の職制でなされたものとみなす。

**附 則** (昭和54年4月12日)  
(名古屋市職員共済組合規則第4号)

この規則は、昭和54年4月12日から施行する。

**附 則** (昭和55年3月1日)  
(名古屋市職員共済組合規則第4号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (昭和55年4月26日)  
(名古屋市職員共済組合規則第6号)

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市職員共済組合運営規則別表の職制にある者が昭和55年4月21日からこの規則施行の日の前日までになした行為は、改正後の職制に基づきなしたものとみなす。

**附 則** (昭和55年7月9日)  
(名古屋市職員共済組合規則第7号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (昭和59年6月12日)  
(名古屋市職員共済組合規則第4号)

- 1 この規則は、公告の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の名古屋市職員共済組合運営規則別表の職制にある者が昭和59年4月1日からこの規則の施行の日の前日までになした行為は、改正後の職制に基づきなしたものとみなす。

**附 則** (昭和60年2月28日)  
(名古屋市職員共済組合規則第1号)

この規則は、昭和60年3月31日から施行する。

**附 則** (昭和61年4月1日)  
(名古屋市職員共済組合規則第5号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和62年3月20日)  
(名古屋市職員共済組合規則第1号)

この規則は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和62年4月1日)  
(名古屋市職員共済組合規則第6号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和63年3月31日)  
(名古屋市職員共済組合規則第4号)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 派遣法附則第2条の規定に基づく地方公共団体の条例の規定により派遣職員となる組合員の仮定給料については、理事長は、施行日前において当該組合員が休職にされていた期間で派遣法第2条第1項各号に掲げる機関の業務に従事していた期間を、同項の規定により派遣されていた期間とみなして、変更後の第11条の2の規定を適用するものとする。

**附 則** (平成元年3月18日)  
(名古屋市職員共済組合規則第1号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (平成2年11月30日)  
(名古屋市職員共済組合規則第3号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (平成5年3月25日)  
(名古屋市職員共済組合規則第2号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (平成8年3月25日)  
(名古屋市職員共済組合規則第1号)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規則別紙様式第1号に基づいて調製されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則** (平成 10 年 3 月 30 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (平成 12 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、公告の日から施行し、平成12年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 14 年 3 月 29 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 15 年 6 月 19 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

この規則は、公告の日から施行し、平成15年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 16 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 18 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 18 年 9 月 27 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 5 号)

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年 11 月 28 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 9 月 30 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 11 月 20 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 4 号)

この規則は、公告の日から施行し、平成27年10月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 29 年 4 月 1 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 30 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 3 号)

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 30 年 6 月 27 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 6 号)

この規則は、公告の日から施行し、平成30年 5 月 1 日から適用する。

**附 則** (令和 3 年 3 月 1 日)  
(名古屋市職員共済組合規則第 1 号)

- 1 この規則は、公告の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市職員共済組合運営規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている報告書は、この規則による改正後の名古屋市職員共済組合運営規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

**附 則** (令和3年3月31日)  
(名古屋市職員共済組合規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月31日)  
(名古屋市職員共済組合規則第1号)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市職員共済組合運営規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている報告書は、この規則による改正後の名古屋市職員共済組合運営規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

**附 則** (令和4年11月15日)  
(名古屋市職員共済組合規則第3号)

この規則は、公告の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表

名称	所属所（甲類）		所属所（乙類）	
	所属職員	所属所の長	所属職員	所属所の長
1 市一般所属所	次項から第3項までのいずれにも所属しない名古屋市職員	名古屋市総務局職員部給与課長	ア 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に掲げる局及び室に所属する職員。ただし、エに掲げる福祉事務所に所属する職員を除く。	当該局及び室の庶務担当課長
			イ 会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）第1条に掲げる室に所属する職員	当該室の庶務担当課長
			ウ 名古屋市会事務局条例（昭和25年名古屋市条例第26号）第1条に掲げる局、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第18条に掲げる局、名古屋市監査委員条例（昭和39年名古屋市条例第6号）第4条第1項に掲げる局又は名古屋市人事委員会事務局に所属する職員	当該室の庶務担当課長又は次長

			エ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務に関する条例（昭和33年名古屋市条例第21号）第2条に掲げる区の事務所、福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）第1条に掲げる福祉事務所、区の選挙管理委員会に置かれる事務室又は農業委員会に置かれる事務局に所属する職員	区の事務所の庶務担当課長
			オ 名古屋市教育委員会事務局に所属する職員	当該事務局の庶務担当課長
			カ 消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和38年名古屋市条例第55号）第1条に掲げる本部又は署に所属する職員	名古屋市消防局総務部職員課長
2	交通 所属 所	名古屋市 交通局に 所属する 職員	名古屋市 交通局営 業本部総 務部労務 課長	

3	上下 水道 所属 所	名古屋市 上下水道 局に所属 する職員	名古屋市 上下水道 局総務部 労務課長		
4	名港 所属 所	名古屋港 管理組合 の職員	名古屋港 管理組合 総務部職 員課長		
5	名輪 所属 所	名古屋競 輪組合の 職員	名古屋競 輪組合総 務部長		
6	共済 組合 所属 所	名古屋市 職員共済 組合事務 局に所属 する職員	名古屋市 職員共済 組合次長		



別紙様式第1号(月例用)

組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び掛金等に関する月例報告書

年 月 日

区	分	組合員数(人)		被扶養者数(人)	標準報酬の月額(千円)		掛金等(円)	摘要
		男	女		男	女		
本	月							
		加入						
中	月							
		脱退						
一	般							
		組合員						
市	長							
		組合員						
短	期							
		組合員						
長	期							
		組合員						
後	期							
		高年齢者等						
短	期							
		組合員						
特	定							
		消防組合員						
退	職							
		派遣組合員						
合	計							
		(継続長期組合員)						
産	前							
		産後(再掲)						
青	児							
		休業(再掲)						
掛金等免除								
上記のとおり報告します。 日 年 月								

(あて先)名古屋市職員共済組合理事長

- (注1) 在職派遣組合員については、一般組合員の欄に含めて記入すること。
- (注2) 掛金等の欄は、掛金等免除者を除いた実支払額を記入すること。
- (注3) 掛金等免除の欄は再掲で記入すること。
- (注4) 長期組合員の短期及び後期高齢者等短期組合員は、育児・介護休業手当金のみ徴収する。
- (注5) 内容を確認し、記名の上、組合事務局に提出すること。

別紙様式第2号(月例用)

組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び掛金等に関する月例報告書(介護)

年 月 分

区 分	組合員数(人)		被扶養者数(人)	標準報酬の月額		掛金等(円)	要 摘
	男	女		男	女		
本 月 中							
	加入						
	脱退						
一 般 組 合 員							
市 長 組 合 員							
短 期 組 合 員							
特 定 消 防 組 合 員							
退 職 派 遣 組 合 員 ( 継 続 長 期 組 合 員 )							
合 計							
掛 金 等 免 除							
産 前 産 後 (再 掲)							
育 児 休 業 (再 掲)							
本 月 末 現 在							

上記のとおり報告します。

年 月 日

(あて先)名古屋市職員共済組合理事長

- (注1) 在職派遣組合員については、一般組合員の欄に含めて記入すること。
- (注2) 掛金等の欄は、掛金等免除者を除いた実支払額を記入すること。
- (注3) 掛金等免除の欄は再掲で記入すること。
- (注4) 内容を確認し、記名の上、組合事務局に提出すること。

別紙様式第3号(期末手当等用)

組合員数、被扶養者数、標準期末手当等の額及び掛金等に関する報告書

区	分	組合員数(人)		被扶養者数(人)	標準期末手当等の額(千円)		掛金等(円)	摘要
		男	女		男	女		
一 般 組 合 員	短期							
	厚年							
	退職等							
市 長 組 合 員	短期							
	厚年							
	退職等							
短 期 組 合 員	短期							
	厚年							
長 期 組 合 員	短期							
	厚年							
後 期 高 齢 者 等	短期							
	厚年							
短 期 組 合 員	短期							
	厚年							
特 定 消 防 組 合 員	短期							
	厚年							
退 職 派 遣 組 合 員 (継続長期組合員)	短期							
	厚年							
合 計	短期							
	厚年							
掛 金 等 免 除	産前産後(再掲)							
	育児休業(再掲)							

上記のとおり報告します。

年 月 日

(あて先)名古屋市職員共済組合理事長

- (注1) 在職派遣組合員については、一般組合員の欄に含めて記入すること。
- (注2) 掛金等の欄は、掛金等免除者を除いた実支払額を記入すること。
- (注3) 掛金等免除の欄は再掲で記入すること。
- (注4) 長期組合員の短期分及び後期高齢者等短期組合員は、育児・介護休業手当金のみ徴収する。
- (注5) 内容を確認し、記名の上、組合事務局に提出すること。

別紙様式第4号(期末手当等用)  
**組合員数、被扶養者数、標準期末手当等の額及び掛金等に関する報告書(介護)**

区	分	組合員数(人)		被扶養者数(人)	標準期末手当等の額(千円)		掛金等(円)	摘要
		男	女		男	女		
	一般組合員							
	市長組合員							
	短期組合員							
	特定消防組合員							
	退職派遣組合員 (継続長期組合員)							
	合計							
	掛金等免除							
	産前産後(再掲)							
	育児休業(再掲)							

上記のとおり報告します。  
 年 月 日  
**(あて先)名古屋市職員共済組合理事長**

(注1) 在職派遣組合員については、一般組合員の欄に含めて記入すること。  
 (注2) 掛金等の欄は、掛金等免除者を除いた実支払額を記入すること。  
 (注3) 掛金等免除の欄は再掲で記入すること。  
 (注4) 内容を確認し、記名の上、組合事務局に提出すること。